

担保責任の期間制限

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

第五百六十六条

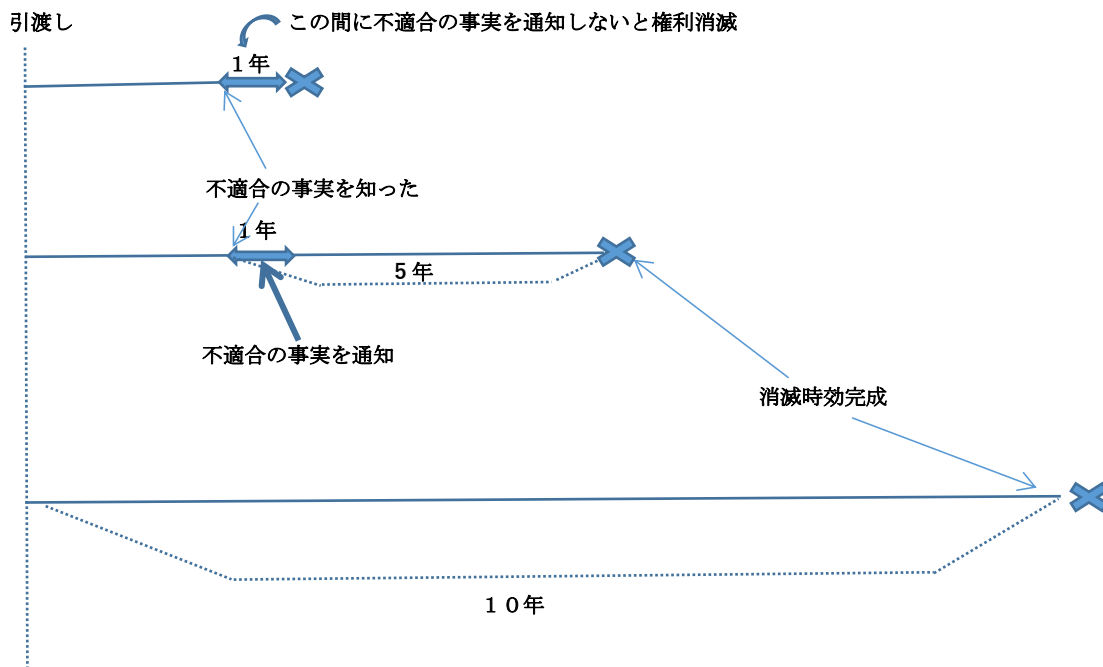
売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(債権等の消滅時効)

第六百六十六条

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。



通知とは不適合の事実を売主に知らせることです。具体的に瑕疵の内容とか損害額の算定根拠まで示す必要はありません。

1年という短期の期間制限をもうけたのは、目的物の引き渡し後は履行が終了したとの期待が売主に生ずること、法律関係を早期に安定させるためです。

数量が除かれているのは、数量不足は種類品質とは異なり売主が履行が完了したとの期待を持つとは、考えられないからです。

目的物の種類又は品質に関する担保責任も債権ですから、その責任追求権は通常消滅時効が適用されます。